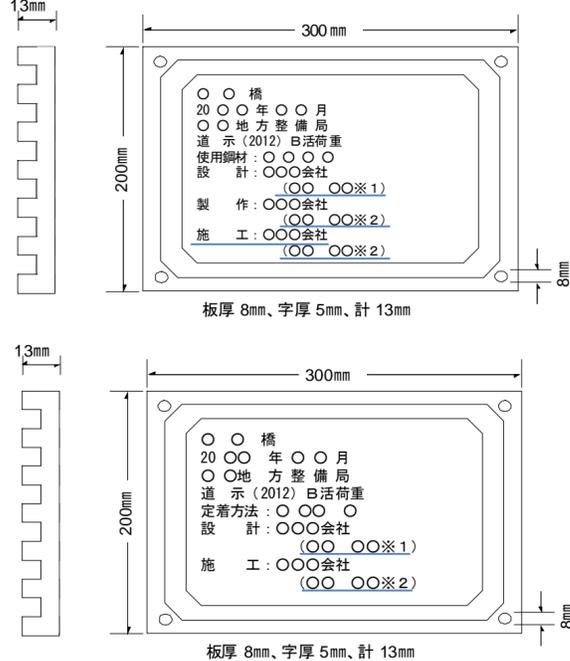
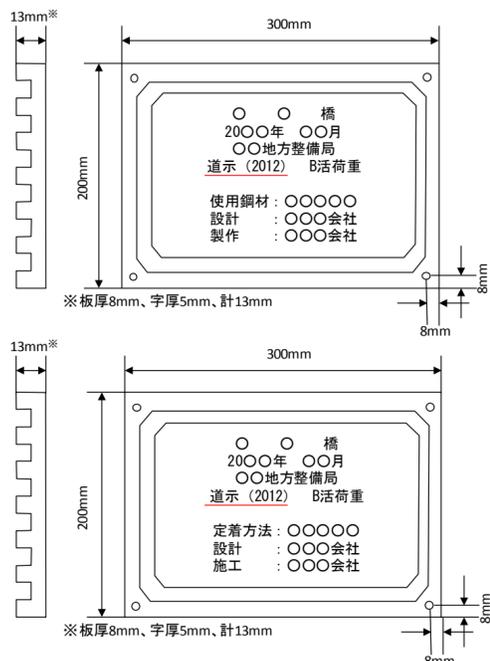


土木工事共通仕様書の一部訂正について（平成29年4月）

箇所	頁数	訂正前	訂正後(訂正箇所:赤字の部分)
1-1-1-10 1. 一般事項	P1-9	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
1-1-1-10 2. 施工体系図	P1-9	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。
1-1-1-34 1. 諸法令の遵守 (10)	P1-27	(10) 健康保険法 （平成28年11月改正 法律第84号）	(10) 健康保険法 （平成28年12月改正 法律第114号）
1-1-1-34 1. 諸法令の遵守 (16)	P1-27	(16) 道路運送法 （平成26年6月改正 法律第69号）	(16) 道路運送法 （平成28年12月改正 法律第106号）
1-1-1-34 1. 諸法令の遵守 (58)	P1-28	(58) 河川法施行法 （平成11年12月改正 法律第160号）	(58) 河川法施行法 抄 （平成11年12月改正 法律第160号）
1-1-1-34 1. 諸法令の遵守 (61)	P1-28	(61) 空港法 （平成25年6月改正 法律第76号）	(61) 空港法 （平成25年11月改正 法律第76号）
1-1-1-34 1. 諸法令の遵守 (63)	P1-28	(63) 厚生年金保険法 （平成28年11月改正 法律第84号）	(63) 厚生年金保険法 （平成28年12月改正 法律第114号）
1-1-1-34 1. 諸法令の遵守 (70)	P1-28	(70) 船員保険法 （平成28年11月改正 法律第84号）	(70) 船員保険法 （平成28年12月改正 法律第114号）
1-2-4-1 3. 構造物取付け部	P1-42	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工－盛土工指針 5-8盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。

土木工事共通仕様書の一部訂正について（平成29年4月）

箇所	頁数	訂正前	訂正後(訂正箇所:赤字の部分)
3-2-3-25 1. 一般事項	P3-39	 <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p>	 <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p> <p>※板厚8mm、字厚5mm、計13mm</p>